

第 12 回 RD 最終処分場問題対策委員会 概要

日 時	平成 20 年 2 月 23 日 (土) 10 : 00 ~ 13 : 00
場 所	滋賀県人権センター 大ホール (4 階)
出席委員	委員：岡村委員長、木村副委員長、乾澤委員、江種委員、梶山委員、高橋委員、竹口委員、田村委員、當座委員、早川委員、横山委員 (以上 11 名) オガザバ：環境省近畿地方環境事務所 富岡第一係長 事務局：山仲琵琶湖環境部長、藤川循環社会推進課長、中村循環社会推進課主席参事、上田最終処分場特別対策室長 ほか
参加者(住民)	18 名
次 第	1 開会 2 議題 (1) 第 11 回対策委員会における意見等について (2) 総水銀の調査結果について (3) 掘削調査の中間報告について (4) 報告書 (素案) の検討について (5) その他 3 閉会
議事概要	<p>【議題 (1) 生活環境保全上の支障の整理について】</p> <p>・「1. 第 10 回対策委員会での各委員の意見概要」(資料 1)、「資料 トータルコスト試算」、「資料 特定エリアを掘削・除去した場合の工事費試算」、「資料 廃棄物処分場での鉛直遮水壁の工事の実績」、「2. 第 11 回対策委員会での住民及び各委員の意見概要」を事務局より説明。</p> <p>～ 質疑応答 ～</p> <p>(早川委員) ・ 資料 のトータルコスト試算に、30 年経過による遮水壁等の劣化分を計上しているのか。30 年間劣化しないとすると判断の根拠を示されたい。</p> <p>(事務局) ・ この試算の中では計上せず、劣化を想定していない。以前の対策委員会の中で概ね 27 年間強度発生が継続するため、30 年間は劣化しないと判断している。</p> <p>(早川委員) ・ 例えば地震が起きても、メーカー側が 30 年保証をするのか。</p> <p>(事務局) ・ メーカー保証はないが、通常の設定状況では 30 年間は劣化しないと考える。資料 に鉛直遮水壁工事の実績を記載した。</p> <p>(梶山委員) ・ 応力と漏水の問題は別問題。セメントは防水性に乏しく、遮水壁は必ず漏れ、補修が必要となり、水位管理の徹底で漏れを少なくする対処しかない。</p> <p>・ 深さ 40m の実績はなく、半永久的にランニング、補修コストを見込むべき。</p> <p>(當座委員) ・ 封じ込めされた鉛が 150 (mg/kg) を超える土壌とドラム缶</p>

が 105 本出た西市道側の汚染土壌を全部撤去されたい。

・ 廃棄物と Ks2 帯水層が接する箇所に遮水シートで修復する工事を緊急対策とし、この掘削時排水はくみ上げて処理して、さらに前方遮水壁を設け、くみ上げ井戸から揚水処理する工事により、廃止基準を早期にクリアできる。

(田村委員)・ 敦賀市樫曲の産廃処分場も、鉛直遮水壁が周囲に設置され、耐震強度が震度 7 までであると報告されているが、遮水壁の耐震強度とその信頼性は確認できるのか。実績は 12 年経過だけで、30 年大丈夫という根拠になり得るのか。

(事務局)・ 耐震性能は構造やソイルセメントの配合比率等で検討されたと思う。耐震性をもつものの設置が必要で、遮水壁に異常がある場合(クラック等の確認を)、壁中のセンサー等でできないか検討している。

・ 遮水性能は強度が発生する間、30 年ほどは保ち、他県事例では S MW 工法の遮水壁を T R D 工法で再構築された事例もあるが、同程度の費用が必要となる。

(梶山委員)・ 再構築は同程度以上の費用をかければ、多分可能だと思う。

・ コンクリート壁より脆弱なソイルセメントの遮水壁も恒久的な施設ではない。

【議題(2) 総水銀の調査結果について】

・ 「5. 総水銀の調査結果について」(資料 5) を事務局より説明。

～ 質疑応答 ～

(梶山委員)・ この総水銀調査は対策工の決定に関してどのような意味づけがあるのか。水銀が地下水中を粒子態で移動する現象はどこでもある。

・ 海水底泥の方法では、水銀の錯体形態が異なり、調査方法に欠陥がある。

(當座委員)・ 尾崎委員の意見に同感し、個人的には処分場の影響が随分大きいと考える。

(早川委員)・ 勝見委員と清水委員の返答がない理由は何か。

(事務局)・ 勝見委員からは少し時間がないとメールがあった。両委員には意見をもらいたい。

・ 今後支障除去対策を行うが因果関係がないものは除去できず、実施計画策定の中ではっきりさせたかったが、モニタリングで水銀濃度が減少すれば、関連があった程度の位置づけにしかできない。

(梶山委員)・ 対策は基本的に安全側で見なければならぬが、水銀とほかの有害物に対する対策は基本的に違わない。モニタリングは不要となれば外せばよい。

(事務局)・ 梶山委員と同じような考え方である。

(當座委員)・ D - 2 の Ks2 帯水層で水銀が検出されているのでモニタリングされたい。

【議題（３）掘削調査の中間報告について】

・「6. 掘削調査状況報告（速報）」（資料6）を事務局より説明。

～質疑応答～

（当座委員）・ 前回市道側で出てきたドラム缶よりも廃油が多く含まれているようなものがあり、証言もあることから、そのあたりも調べられたい。

（梶山委員）・ ドラム缶の内容物の分析は、これから実施するのか。

（事務局）・ ドラム缶（内容物）は種類別に分類し、（不明なものを）IRと揮発成分、蛍光X線等で性状分析している。前回のドラム缶結果と突合し、確認したい。

（梶山委員）・ 臭いの状況、ドラム缶の腐食状況、違法に埋め立てたものについて伺いたい。

（事務局）・ 違法性は燃やすべき廃油、燃えない廃油を埋めたことと考えており、コールトールが入ったドラム缶はひしゃげ、腐食は比較的進んでいない印象があり、臭いは、嗅覚では前回同様で、処分場全体の臭いもあり、判別は難しい状態。

（当座委員）・ 2月14日、-2ブロックのドラム缶の中に燃え殻があったがどれか。

・ ツンとする臭い、油が腐った臭いのドラム缶、油が黒く残る鉍滓もあった。

（事務局）・ 2月14日の燃え殻は、集計表の中に燃え殻のドラム缶1個と計上した。

・ 写真は状況に応じて最終報告の中に入れたい。

（当座委員）・ 法面掘削は-2が終り、計画よりも1m深く、市道側に1m広く掘削してもらい、ドラム缶が10本出た。-1ブロックも同じように調べられたい。

（木村委員）・ ドラム缶内容物は空が多いが、その周辺のサンプルはどの程度とったか。

（事務局）・ 重機で広範囲を掘削し、引き揚げ時点で空で、どのような内容物が判断は困難。

・ ドラム缶がかたまった部分の採取はしたが、空は基本的に採取できていない。

（木村委員）・ できれば内容物が残っていないものも、サンプリングをして進められたい。

（当座委員）・ -4ブロックの医療系廃棄物が集中し変色した部分は対策で除去されたい。

・ 木くず焼却炉近くのコンクリートの下に60本近くの、有害なものを埋めたという証言のドラム缶が出てきてよかった。証言は正しかった。

（梶山委員）・ 掘削調査が以前に中断したが、現在周辺住民の方と問題は怎么样了か。

（事務局）・ 事前に説明がないと抗議を受けて中断し、その後に説明したが全体的な理解が得られず、掘削調査を強行実施した。

・ 自治会長が現地に見え、悪臭対策として消臭剤の散布とビニールシートによる覆いをしっかり行う話をして、計画上スムーズに進んでいる。

- (早川委員)・ 歴史上の記録の確認だが、北尾団地には調査の前に説明がなかったのか。
- (事務局)・ 北尾団地の住民を対象にした説明会はしなかった。
- (早川委員)・ 山田委員にはどういう形で説明したのか。
- (事務局)・ 10月3日の対策委員会協議会で説明し、次の対策委員会で正式に説明した。他の自治会への説明の前にも事務局から山田委員には説明したが、竹内自治会長、団地住民の方には説明していないので抗議を受け、工事を中断した。
- (梶山委員)・ これから対策工の議論をする場合、長期間の工事となると周辺住民の理解が得られなかったら、できないことになりかねず、住民対応に配慮されたい。
- (事務局)・ 山田委員からはどのような経緯を聞いているのか。
- (早川委員)・ 上田室長の対応に対する不信感を聞いている。滋賀県は説明をせず、私は滋賀県にだまされ、もうこの委員会には出ないとメールが来た。
- (事務局)・ いつ時点のメールか。全員への説明会の後、1月14日に栗東市公民館での意見聴取より以前か。
- (早川委員)・ そうです。
- (當座委員)・ ケーシングで汚泥を調べるとのことだが、どのように調べるのか。ドラム缶の中身に燃え殻があったが、ダイオキシン類濃度は測定するのか。
- (事務局)・ ケーシングの作業工程は3m毎にガス測定とサンプル採取しており、ガス測定結果とサンプル状況から分析するか判断したい。
- ・ 明らかに燃え殻とされるものは、ダイオキシン類等を測定する計画はない。

【議題(4)報告書(素案)の検討について】

- ・ 「RD 最終処分場対策についての委員提案(骨子)」については、委員三者(梶山委員、早川委員、池田委員)提案として扱い、本骨子にて推奨されている「A-2」案は、他の対策工案とともに議論していく。
- ・ 「RD 最終処分場問題対策委員会委員会報告(答申)素案」を事務局から、「RD 最終処分場対策についての委員提案(骨子)」「委員提案資料」を梶山委員、早川委員から説明。

～質疑応答～

- (委員長)・ 事務局が議論を取りまとめた報告書素案と、梶山、池田、早川委員、関口氏からの共同提案があるが、まず関口氏はどなたか説明されたい。
- (早川委員)・ 問題当初から関心を持つ、前栗東町RD環境調査委員会の専門委員である。
- (委員長)・ 委員会構成員以外から提案を受けることはおかしいので、梶山、早川、池田委員からの提案にできるか。
- (梶山委員)・ 素案であり、委員三者提案として考え、最終的には次回までに決めたい。

(委員長)・ 一応、梶山、早川、池田委員から提出された案として取り扱う。

- ・ 報告書の素案の対策工は白紙だが、共同提案では対策工をA2に絞られ、この提案を採択した場合は他案を議論しないと考えてよいか。

(梶山委員)・ A2案を推奨し、若干修正を加えた現時点での結論を提案した。他案も議論して1案に絞るか、両(各)論併記かは最終的な答申案でまとめればよい。

(委員長)・ この提案によりA2案以外の工法の審議を妨げないと考えてよいか。

(梶山委員)・ 当然、他の対策工も議論すべき。

- ・ 事務局素案が作成された経緯について伺いたい。

(委員長)・ 私の方から指示していない。

(事務局)・ 資料に基づき、事務局素案を説明。

(梶山委員)・ 資料に基づき、3委員案(委員提案骨子)を説明。(早川委員より補足。)

(委員長)・ 委員長の責務を果たさず、今後も期待できないとの記述があり、私としては委員に信任を問いたいと思うが、信任投票を求められるか。

(早川委員)・ 委員会として答申案を出すためには、委員長のリーダーシップが必要だと思う。この段階で委員長の問責をして議事を混乱させるつもりはない。

(委員長)・ こういう記述が残ることは遺憾であり、この部分を削除するか、信任投票を求めたいと思う。もう既に辞職願は用意している。

(梶山委員)・ これまでの委員長の対応に不満はあるが、大事な答申をまとめる時期であり、これからリーダーシップを発揮していただければと思っている。

(委員長)・ 3行削除されるか。

(梶山委員)・ あくまでたたき台であり、委員長の意見を伺い、ここに委員が全員そろっていないので、次回までに検討する。

(委員長)・ 次回、3行が残っている場合は信任を求めたい。

- ・ いずれも措置命令をかけて、代執行と考えているが、措置命令は産廃法の何条何項に基づいてかけるのか。

(事務局)・ 今、廃掃法を持ってきておりません。

(委員長)・ 措置命令かける根拠を確かめ、現在の一般的解釈により、どの程度まで措置命令をかけることができるか、理解されているか調査されたい。

(事務局)・ 生活環境保全上の支障またはそのおそれがある場合に廃掃法19条の5で事業者除去するよう措置命令を発することができ、事業者が実施しない場合は改善命令と異なり、場合によって県が代執行をやることになる。

(梶山委員)・ 19条の5だけでなく、土地所有者に対する関係が幾つかある。

(事務局)・ 措置命令を発するのは19条の5であり、原因者、処分を行った者、排出事業者等の義務者規定の他の条文はある。

- (委員 長)・ 生活環境保全上の支障またはその生じるおそれの範囲を超えてはかけられないので、その限界点について、調べて資料とされたい。
- ・ 3委員提案では(対策が長期にわたるが)特定産廃特措法が平成 25 年 3 月 31 日に失効するが、それまでに基本計画の策定ができていればいいのか。
- (事務 局)・ 実施計画の策定に目標をたて、その達成が平成 24 年度までになる。
- (委員 長)・ 平成 25 年 4 月 1 日以降の工事については、特措法の適用はされないのか。
- (事務 局)・ 現時点では(支援を)受けられず、県費負担となる。
- (梶山委員)・ 環境省の通達はそうになっていない。
- (委員 長)・ その辺りも極めて重要な問題であり、調べられたい。
- (事務 局)・ 共同提案で、搬出先の検討対象にクリーンセンター滋賀があるが、まだ地元等と協議が残っており、検討する時期に至ってないこと、責任追及の土地所有者のところで、代表者の親族の表現は誤解を招くこと、排出事業者の責任追及で医師会との記述は誤解が生じることから再考をお願いしたい。
- (木村委員)・ 責任追及に元従業員があるが、非常に長期間であり、相当の住民の方が勤めていたこともあり、表現を再検討されたい。
- (横山委員)・ 3委員提案に記述された高谷案は委員会が全量撤去となれば賛成である。
- ・ 途中の囲い込みで終わらないかと心配で、全量撤去かどうか議論されたい。
- (委員 長)・ 措置命令の段階で全量撤去を命令できなければどうしようもない。まずは措置命令を一体どこまでかけることができるのか明らかにしたい。
- (横山委員)・ 措置命令は、誰が何処にかけるのか。
- (委員 長)・ 滋賀県が業者に対してかけるが、全量撤去が好ましいからといって、業者の義務の範囲を超えて命じることにはできない。
- (横山委員)・ 業者はないので、破産財団にかけるのか。
- (委員 長)・ 義務者は誰になるのか。
- (事務 局)・ R D社の社長、違法処分に責任がある役員や直接責任がある者となる。
- (横山委員)・ かけることができるかどうか、明白にしていきたい。
- (事務 局)・ 支障は整理されたので、破産したR D社以外に責任を有する人にかける。
- (梶山委員)・ 措置命令の対象は基本的に原因者、要件が揃えば排出事業者、違法埋立を唆し、要求、依頼した者へとその範囲は大変広がり、支障とのおそれの除去を、厳格に解釈すれば、全量撤去は難しくないが、特措法のタイムリミットまでの内容を特定できるかが問題で、全量撤去かどうかを明確にすべきである。
- ・ 骨子案記述の削除の即答できないが、表現の不適切さよりも対策工の基本的な方向から議論されたい。
- (事務 局)・ 配布した対応方針には廃掃法に基づき、生活環境保全上の

支障を特定して(支障除去の)措置命令をかけ、代執行する。委員会はその前提でお願いしている。

(委員長)・ 法律の文言上なくとも当然制約があり、実務の取り扱い、判例や限度を事務局で精査されたい。全量撤去が好ましくても法律上不可能なら無意味な議論。

(早川委員)・ 全量撤去が法律上できない根拠がよくわからない。

(委員長)・ できないのではなく、できるとは限らない。廃掃法上、全量撤去の措置命令をかけることができるかが問題。

(早川委員)・ 枠組みの中で議論するなら、最初に示されないと議論ができない。この段階で出てくるのは大変遺憾。

(事務局)・ 何度も対応方針を配布している。措置命令をかけて、対応可能なら全量撤去もあり、要件を満たさなければ支障が除去できればよい対策を措置命令とする。

(梶山委員)・ 措置命令を全量撤去でかけることに全く問題ないと思う。

- ・ 現実に特措法の適用には、タイムリミットがあり、いずれにしても一部のみしか適用・支援されず、財政的な負担は特措法だけで賄い切れない。

- ・ 代執行の要件は措置命令をかけた範囲で成り立ち、ごみが残り周囲に汚水が漏出する限り支障・おそれは残り、全量撤去、部分撤去も考え方は同じ。

(委員長)・ 次回までに法令の枠組みと限界について調べ、準備されたい。

(早川委員)・ 委員長は答申素案をつくられるのか。どのように委員会を運営されるのか。

(委員長)・ 意見を聞いて答申案を書くことは不可能であり、事務局に指示して答申案をまとめ、それに手を入れて委員会にかける形にならざるを得ない。

(横山委員)・ 全量撤去が不可能かもしれないと言われたが、対策案に全量撤去が可能か明らかにされたい。予算、法律上の問題なのか。

(委員長)・ 事務局に法令上どこまで可能か、準備していただくつもり。

(當座委員)・ 高濃度鉛の撤去と、浸透水が地下水に漏れる部分の修復工事を、遮水壁を前方遮水壁とするE案として次の委員会に提案したい。

(高橋委員)・ 次回までに事務局で全面撤去のプラス面、マイナス面を整理されたい。

(委員長)・ 抽象的に全量撤去がいいかという議論はもう済んだ問題である。法令の枠内で考えざるを得ないので、事務局で調べられたい。

(田村委員)・ A案からD案に全量撤去案もある中、廃掃法で全量撤去の措置命令が出せないかもしれない状況、実現不可能な案があることに不信感を抱いた。

(事務局)・ 全量撤去する場合の技術的、経費的な問題を整理し、生活環境保全上の支障の除去に必要であれば、全量撤去は可能。

(委員長)・ 物事は目標、目的を立て、実行できる手段、手法を検討するのが筋であり、手段と手法だけを見て目標、目的は設定できないもの。

(田村委員)・ 法律の範囲の中で、最大限考えられる範囲の中でまず考えるべきである。

- ・ 安定型最終処分場では有害物が検出されたいけないのに、環境基準以下でよいとの考えは、措置命令の部分にかかわってきていると不信感を抱く。
- (委員 長)・ 地方公共団体の政策遂行等の出発点は、法律・条例の枠組みの中から始まらない。枠組みからは出発すれば、非常に萎縮した議論になってしまう。
- (早川委員)・ 事務局が提案する案への様々な意見、異論が盛り込まれず、委員会の議論はガス抜きか。議論を元に最終答申案をつくり、委員会のスタンスを提示すべき。
- (委員 長)・ これは最終案ではないので、そこまでに意見を言っていたらよい。
- (早川委員)・ 委員長は委員の意見を取りまとめ、しっかりした案に積み上げられたい。
 - ・ 資料を配付される前に委員長と事務局の打ち合わせが何度かあるか。
- (委員 長)・ 事前打ち合わせはほとんどないし、時間もない。
 - ・ 委員提案で私が削除要求した3行を残され、次回信任を問うことは結構。
- (當座委員)・ 事務局案を説明されたが、各委員の意見を集約して、修正、削除したものを案としてもう一度出していただきたい。
- (委員 長)・ それは当然。
- (横山委員)・ 次回までに、委員より意見、修正すべき点を出されたい。
 - ・ 全面撤去案をどうするか、事務局案について委員意見の集約をされたい。
- (早川委員)・ 不信任案について、十分時間を確保されたい。
 - ・ この委員会残り3回を栗東で開催することは可能か。
- (委員 長)・ 開催場所については事務局と検討する。
- (梶山委員)・ 生活環境保全上の支障にはおそれを含み、全量撤去に法的支障は全くない。
 - ・ 事務局の素案修正より、全量撤去かそれ以外かを決めた後に全体を組み立てるべきで、支障の除去とおそれが必要なら、事務局案を修正すればよい。
- (委員 長)・ 各委員それぞれ案があれば出していただければ、それで結構である。
- (當座委員)・ (私が提案した) E案は皆さんの議論に入れていただけるのか。
- (委員 長)・ 事務局で、はっきりとわかるように追加されたい。
- (乾澤委員)・ 委員提案に、栗東市への責任追及と費用負担要請が記述されているが、法的根拠を明らかにされたい。
- (事務局)・ 先ほどのE案は、有害物を掘削するD案に掘削場所を追加した案か。専門的な検討で、遮水壁は全周必要と議論されたが、また提案されるか。
- (當座委員)・ D案は全周遮水壁、E案は前方遮水壁(下流側)で異なり、修復して、高濃度の鉛を除去後の有害物の浄化もあり、具体的にまた提案する。

- (委員長)・ それでは、本日の第12回対策委員会を終了します。
・ 三者案については、削除をお願いした部分がある。
- (早川委員)・ 提案からの削除か、答申案から削除か。自由な議論のために自己規制はしない。問題があれば答申案のときに変えればよいと考えている。
- (委員長)・ 提案から削除されたい。提案に残っている限りは看過できない。

【議題(5)その他】

- ・ 本日の現地視察について事務連絡。
- ・ 次回3月15日の会場は決まり次第報告。

【閉会】